

公 告

高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平

成19年条例第27号）第6条第1項の規定に基づき、別添のとおり当広域連合の人事

行政の運営等の状況をここに公告する。

平成30年12月4日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(単位:人)

平成29年度採用者数	平成29年度退職者数
0人	0人

※臨時的任用職員、非常勤職員を除いています。

(2) 職員数の状況

(単位:人)

平成29年	平成30年	対前年増減数
20人	20人	0人

※職員数は一般職に属する職員の数とし、県及び市町村からの派遣職員であり、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

※平成29年は、平成29年4月1日現在の、平成30年は、平成30年4月1日現在の職員の数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成29年度決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成28年度の人件費率
142,847,246千円	8,291千円	0.01%	0.01%

※人件費には、派遣元に対する派遣職員給与等負担金は含まれていません。

(2) 職員給与と費の状況(平成29年度決算)

職員数(A)	給与と費			1人当たり給与と費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)
20人	—	7,833千円	—	7,833千円
				392千円

※職員手当は時間外勤務手当、管理職手当及び通勤手当です。

(3) 時間外勤務手当

区分	平成29年度	平成28年度
支給総額	7,035千円	9,308千円
職員1人当たり平均支給年額	352千円	465千円

※時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(4)特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		報酬の額
広域連合長 副広域連合長	年額	50,000円
	年額	40,000円
議会の議員	議長	日額 15,000円
	副議長	日額 10,000円
	議員	日額 10,000円
	委員長	日額 7,000円
選挙管理委員会	委員	日額 7,000円
	識見を有する者のうちから選任された委員	日額 7,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	日額 7,000円
	公務災害補償等認定委員会委員	日額 7,000円
公務災害補償等審査会委員	公務災害補償等審査会委員	日額 7,000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び週休日、休日(平成30年4月1日現在)

勤務時間 月曜日から金曜日までの5日間に於いて、1日につき7時間45分
(午前8時30分から午後5時15分まで)

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 休暇の種類(平成30年4月1日現在)

職員の休暇には、年次有給休暇、病氣休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。

ア 年次有給休暇

1 暦年20日(20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。)

イ 病氣休暇

(ア) 結核性疾患 引き続き1年以内

(イ) 規則により定めている難病 引き続き1年以内

(ウ) 地方公務員災害補償法の規定により任命権者が公務又は通勤により生じたものである

と意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内

(エ) 上記以外の疾病又は負傷 引き続き90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。

ウ 特別休暇

原因	承認を与える期間
(1) 風水害震災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難	そのつど必要と認める日又は時間
(2) 風水害震災その他非常災害時の職員の通勤途上における身体の危険回避	そのつど必要と認める日又は時間
(3) 風水害震災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(4) 裁判員、証人、鑑定人、参事人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	そのつど必要と認める日又は時間

原因	承認を与える期間
(5) 選挙権その他公民としての権利の行使	そのつど必要と認める日又は時間
(6) 地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める日又は時間
(7) 女性職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である場合)	2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(8) 職員の結婚	7日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(9) 妊娠障害(妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合)	妊娠の期間中10日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(10) 妊産婦の健康診断(妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合)	妊娠6月(1月は28日として計算する。)までは4週間、1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる期間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
(11) 妊婦の通院緩和(妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その遅延の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
(12) 職員の出産	1 出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間 2 出産の日から8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)。ただし、出産予定日8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の出産の場合にあっては10週間
(13) 男性職員の育児参加(職員の配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(14) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(15) 育児(職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)	1回につき45分ずつ、又は1回につき30分及び60分の1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。))を含む。)
(16) 看護	1 一 一の年につき5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間 2 一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間 3 一の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

原因	承認を与える期間								
(17) 短期の介護(次に掲げる要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合) ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話	一の年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間								
(18) 骨髓又は末梢血幹細胞の提供(職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき)	そのつど必要と認める日又は時間								
(19) 社会に貢献する活動(職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。) 1 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 2 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で広域連合長が定めるものにおける活動 3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 4 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間								
(20) 父母(実父母又は養父母に限る。)、配偶者及び子(以下この項において「父母等」という。)の祭日(父母等の死亡後15年以内、当該父母等を追悼するため、社会一般の慣習に従って法要等の特別な行事が行われる日をいう。)	その都度必要と認められる場合において、1日								
(21) 忌引	<table border="0"> <tr> <td>1 配偶者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>2 父母・子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母又は父母の配偶者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>4 孫・おじ又はおば・配偶者の子又は子の配偶者・配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者・配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者・おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </table>	1 配偶者	7日	2 父母・子	7日	3 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母又は父母の配偶者	3日	4 孫・おじ又はおば・配偶者の子又は子の配偶者・配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者・配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者・おじ又はおばの配偶者	1日
1 配偶者	7日								
2 父母・子	7日								
3 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母又は父母の配偶者	3日								
4 孫・おじ又はおば・配偶者の子又は子の配偶者・配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者・配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者・おじ又はおばの配偶者	1日								

エ 介護休暇

職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇。（状態が継続することに6月を超えない範囲で、3回取得できる。）

オ 介護時間

職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である状態と認められる場合の無給の休暇。（状態が連続する3年（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）の期間で、1日2時間を超えない範囲で、30分単位で取得できる。）

カ 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇。（1暦年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得できる。）

(3) 育児休業等

ア 育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができ。

イ 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。（介護時間を承認された職員（非常勤職員を除く。）は、介護時間を減じた時間を超えない範囲内で取得できる。）

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成29年度）

降任	免職	休職	合計
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数（平成29年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

5 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成29年度平均取得日数	14.9日
--------------	-------

(2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

区分	平成29年度取得者数
育児休業	0人
部分休業	0人
介護休暇	0人

(3) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成29年度）

許可件数	0件
------	----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

広域連合職員に対する独自の研修、勤務成績の評定は実施していません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害の発生状況(平成29年度)

公務(通勤)災害認定数	0件
-------------	----

(2)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成29年度)

措置要求件数	0件
--------	----

(3)不利益処分に関する不服申立ての状況(平成29年度)

不服申立て件数	0件
---------	----